

報告第6号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成25年6月7日提出

多可町長 戸田善規

専決第3号

損害賠償の額の決定及び和解について

自動車事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

平成25年3月21日専決

多可町長 戸田善規

記

事故の区分及び	物損事故
事故発生年月日	平成25年2月24日 午前7時15分頃
事故発生場所	
相手方の	
住所氏名	
損害賠償額	金 307,000円 也
事故の概要	除雪作業中の消防団員が、消防車後方に除雪用ソリを連結させて走行中、相手方車両にソリを接触させ、損傷させたもの。 (過失割合 町10割：相手方0割)